昭和三十六年総理府令第四十号

統合幕僚学校組織規則

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十八条の二第七項の規定に基づき、統合幕僚学校組織規則を次のように定める。

（位置）

第一条　統合幕僚学校（以下「学校」という。）は、東京都に置く。

（副校長）

第二条　学校に、副校長一人を置く。

２　副校長は、自衛官をもって充てる。

３　副校長は、校長を助け、校務を整理する。

４　副校長は、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を行う。

（内部組織）

第三条　学校に、次の二課及び一室並びに国際平和協力センターを置く。

企画室

総務課

教育課

（企画室）

第四条　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育訓練及び調査研究の総合的な企画及び調整に関すること。

二　学校の組織及び定員に関すること。

三　業務の能率的運営の調査及び業務の運営の改善に関すること。

（総務課）

第五条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　学校の公印の保管に関すること。

三　公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四　職員及び学生（学校において教育訓練を受ける者をいう。以下同じ。）の人事及び給与に関すること。

五　職員及び学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。

六　儀式及び広報に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。

七　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。

八　行政財産及び物品の取得及び管理に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。

九　教育訓練及び調査研究に関する資料の収集、整理及び保管に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。

十　記録及び統計に関すること（教育課及び国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。

十一　前各号に掲げるもののほか、学校の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。

（教育課）

第六条　教育課は、次に掲げる事務（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　学生の教育訓練及び調査研究の計画に関すること。

二　学生の教育訓練及び調査研究の実施に関すること。

三　学生の教育訓練及び調査研究に必要な記録及び統計に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、教育訓練及び調査研究に関すること。

（国際平和協力センター）

第七条　国際平和協力センターは、次に掲げる事務のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関するものをつかさどる。

一　広報に関すること。

二　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

三　物品の管理に関すること。

四　教育訓練及び調査研究に関する資料の収集、整理及び保管に関すること。

五　学生の教育訓練及び調査研究の計画に関すること。

六　学生の教育訓練及び調査研究の実施に関すること。

七　学生の教育訓練及び調査研究に必要な記録及び統計に関すること。

八　前三号に掲げるもののほか、教育訓練及び調査研究に関すること。

（課長及び室長並びにセンター長）

第八条　課に課長を、室に室長を、国際平和協力センターにセンター長を置く。

２　課長若しくは室長又はセンター長は、校長の命を受け、課務若しくは室務又は国際平和協力センターの事務を掌理する。

（雑則）

第九条　この省令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則

この府令は、昭和三十六年八月一日から施行する。

附　則（昭和五五年六月三〇日総理府令第三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六三年四月八日総理府令第一三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一八年三月二三日内閣府令第一四号）　抄

（施行期日）

１　この府令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附　則（平成一九年一月四日内閣府令第二号）

この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附　則（平成二二年三月二六日防衛省令第二号）

この省令は、平成二十二年三月二十六日から施行する。

附　則（平成二三年三月二八日防衛省令第三号）

この省令は、平成二十三年三月二十八日から施行する。

附　則（平成二四年七月二七日防衛省令第一一号）

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。